

在宅連携サポートステーション設置事業費  
補助金交付要綱

## 在宅連携サポートステーション設置事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、在宅医療の多職種連携を推進するため、市町村等（以下「補助事業者」という。）が在宅医療と介護の連携拠点（以下「在宅連携サポートステーション」という。）を設置し、在宅医療の相談対応や往診医の紹介、医療関係者と介護関係者の連携サポート業務などを行うために要する経費に対し、予算の範囲内で在宅連携サポートステーション設置事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業に対する補助率は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に別表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額と補助金の内示額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助事業者は、知事が指示する日までに補助金交付申請書（様式第1号）に係る書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (補助金の交付の条件)

第4条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、第3条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (5) 知事は、第3条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### （実績報告書の様式、提出期限）

第5条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （補助金の交付方法）

第6条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

#### （財産の処分の制限）

第7条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は

担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第8条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第7号により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年7月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別 表

1 補助対象事業者	2 対 象 経 費	3 補助率
市町村 又は 地区医師会	① 在宅連携サポートステーション開設準備経費 在宅連携サポートステーションの開設にあたり実施する施設・設備・備品等の整備に要する経費	10 / 10
	② 在宅連携サポートステーション運営費 在宅連携サポートステーションの運営に要する経費	1 / 2
	③ 在宅健康管理システム運営費 ICTを活用した在宅医療に係る情報共有のためのシステムの運営に要する経費	10 / 10

(様式第1号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

在宅連携サポートステーション設置事業費補助金交付申請書

このことについて、在宅連携サポートステーション設置事業を別紙計画書のとおり実施したいので、在宅連携サポートステーション設置事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 補助金申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 経費所要額調書(様式第1号の1)
- (2) 事業計画書(様式第1号の2)
- (3) 収支予算書
- (4) その他参考となる書類

(様式第2号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

在宅連携サポートステーション設置事業費補助金の事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった在宅連携サポートステーション設置事業費補助金について次のとおり変更したいので、在宅連携サポートステーション設置事業費補助金交付要綱第4条第1項第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更理由

2 変更内容

(様式第3号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

在宅連携サポートステーション設置事業費補助金の事業（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった在宅連携サポートステーション設置事業費補助金について次のとおり（中止・廃止）したいので、在宅連携サポートステーション設置事業費補助金交付要綱第4条第1項第2号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 （中止・廃止）理由

2 （中止・廃止）内容

(様式第4号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

在宅連携サポートステーション設置事業費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった在宅連携サポートステーション設置事業費補助金の対象事業を完了したので、在宅連携サポートステーション設置事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 経費所要額精算書（様式第4号の1）
- 3 事業実績報告書（様式第4号の2）
- 4 添付書類
  - (1) 収支決算（見込）書
  - (2) 補助対象事業の実績を示す写真
  - (3) その他参考となるべき資料

(様式第5号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

平成 年度在宅連携サポートステーション設置事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった在宅連携サポートステーション設置事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求 額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払いの方法

口座振替 振替先銀行名 \_\_\_\_\_ 預金種別 (当座・普通)  
フリガナ ( )  
口座名 \_\_\_\_\_ 口座番号 \_\_\_\_\_

(様式第6号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

財産処分承認申請書

在宅連携サポートステーション設置事業費補助金に係る補助事業等により取得した財産を、次のとおり処分したいので、在宅連携サポートステーション設置事業費補助金交付要綱第7条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

(様式第7号)

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け医第 号で交付決定のあった在宅連携サポートステーション設置事業費補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、在宅連携サポートステーション設置事業費補助金交付要綱第9条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 添付書類

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書 (別紙)
- (2) 消費税及び地方消費税確定申告書
- (3) その他参考となる書類

(別紙)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書

1 補助事業者

2 補助事業者の所在地

3 補助事業名

4 県補助金確定額

5 概要

(1) 課税売上割合

(2) 仕入控除税額

(様式第1号の1)

経費所要額調書

(補助事業者名 )

(単位：円)

区分	総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	選定額 (E)	補助率	内示額 (F)	県補助所要額 (G)	備考
在宅連携サ ポートステ ーション開 設準備費						10/10			
在宅連携サ ポートステ ーション運 営費						1/2			
在宅健康管 理システム 運営費						10/10			
合計									

(注) 1 「総事業費」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること

2 「選定額」欄には、(C)及び(D)を比較して少ない方の額を記入すること。

3 「県補助所要額」欄には、(E)欄の額に補助率を乗じた額と(F)欄の額を比較して少ない額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(様式第1号の2)

## 事業計画書

### 1 事業の目的及び効果

--

### 2 事業の内容

--

### 3 事業費の算出

(様式第4号の1)

経費所要額精算書

(補助事業者名 )

(単位：円)

区分	総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出額 (D)	選定額 (E)	補助率	県補助金 交付決定額 (F)	県補助金 所要額 (G)	県補助 受入済額 (H)	過不足額 (G)-(H) (I)
在宅連携サ ポートステ ーション開 設準備費						10/10				
在宅連携サ ポートステ ーション運 営費						1/2				
在宅健康管 理システム 運営費						10/10				
合計										

(注) 1 「総事業費」欄には、当該区分に係る総事業費を記入すること

2 「選定額」欄には、(C)と(D)を比較して少ない方の額を記入すること。

3 「県補助所要額」欄には、(E)欄の額に補助率を乗じた額と(F)を比較して少ない額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(様式第4号の2)

## 事業実績報告書

### 1 事業の実施状況

--

### 2 事業費の内訳

## ＜記載例＞

(様式第1号の1)

### 経費所要額調書

(補助事業者名 ○○医師会 )

(単位：円)

区分	総事業費 (A)	寄付金その 他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	選定額 (E)	補助率	内示額 (F)	県補助所要額 (G)	備考
在宅連携サ ポートステ ーション開 設準備費						10/10	8,000,000	8,000,000	
在宅連携サ ポートステ ーション運 営費	8,200,000	0	8,200,000	8,200,000	8,200,000	1/2			
在宅健康管 理システム 運営費	4,000,000	0	4,000,000	4,000,000	4,000,000	10/10			
合 計	12,200,000	0	12,200,000	12,200,000	12,200,000		8,000,000	8,000,000	

- (注) 1 「総事業費」欄には、当該事業に係る総事業費を記入すること  
 2 「選定額」欄には、(C)及び(D)を比較して少ない方の額を記入すること。  
 3 「県補助所要額」欄には、(E)欄の額に補助率を乗じた額と(F)欄の額を比較して少ない額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

# < 記載例 >

(様式第1号の2)

## 事業計画書

### 1 事業の目的及び効果

〇〇地域における在宅医療及び在宅医療に携わる医療や介護関係者の連携を推進するため、〇〇病院内に在宅連携サポートステーションを設置し、在宅医療に関する相談対応、医師の紹介、医師と訪問看護師や介護関係者の連携のサポート業務を実施する。

また、効率的な在宅医療の提供及び医療・介護の連携を図るため、在宅健康管理システムを運営する。

### 2 事業の内容

#### ○ △△医師会在宅連携サポートステーション運営費

- ・サポートステーション運営のため、専任の臨時職員1名を雇用する。
- ・ホームページやパンフレット、ポスターによる広報を行う。
- ・ . . . . .

#### ○ 在宅健康管理システムの運営

- ・健康管理システム通信料
- ・健康管理システムの保守管理
- ・健康管理システム運用検討会の開催
- ・ . . . . .

### 3 事業費の算出

#### ○在宅連携サポートステーション運営費

臨時職員賃金・手当等	12月	5,000,000円
事務所賃借料	12月	960,000円
パンフレット印刷	10,000部	648,000円
講演会開催費	講師謝金	300,000円
	会場借り上げ	240,000円
	看板作成	92,000円
	ポスター作成	400,000円
検討委員会の開催	会議費	240,000円

< 記載例 >

会議旅費	120,000円
通知郵送料	200,000円
合 計	<u>8, 2 0 0 千円</u>

○在宅健康管理システム運営費

運営委員会	500,000円
システム維持管理費	700,000円
.....	
.....	
合 計	<u>4, 0 0 0 千円</u>

# < 記載例 >

(参考様式)

## 在宅連携サポートステーション設置事業費補助金 歳入歳出予算書 (抄本)

### 1 収入の部

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
県補助金	8,000,000	
自己資金	4,200,000	
合 計	12,200,000	

### 2 支出の部

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
在宅連携サポートステーション運営費	8,200,000	
在宅健康管理システム運営費	4,000,000	
合 計	12,200,000	

※ 項目の名称は各事業者が使用する会計科目名に適宜修正してください。

この抄本は、予算書の原本と相違ないことを証します。

平成 年 月 日

補助金交付申請者名

印